

いわき市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第3条において「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及びいわき市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年いわき市条例第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施の方法)

第2条 法第87条第1項の規定により行う保有個人情報の開示の方法は、次の各号に掲げる保有個人情報の形態の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 文書及び図画 閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムにあつては、リーダープリンタを用いて内容を出力した紙の閲覧又は交付）

(2) 電磁的記録 次のアからウまでに掲げる保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の区分に応じ、当該アからウまでに定める方法とする。

ア 録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの聴取又は録音テープに複製したものの交付

イ ビデオテープ又はビデオディスク 専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複製したものの交付

ウ ア及びイに掲げる電磁的記録以外のもの 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項に規定する方法により保有個人情報の開示を実施する場合において、保有個人情報を閲覧、聴取又は視聴に供することにより当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、保有個人情報の一部の開示をするときその他合理的な理由があるときは、市の機関は、当該保有個人情報又はその内容を出力した物に代えて、これらの写し又は複製物を用いることができる。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、あらかじめ郵便切手で納付する方法とする。

(安全管理措置の基準の整備)

第4条 市長は、法第66条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の措置を講ずるために必要な基準を整備しなければならない。

（総括個人情報保護管理者の設置等）

第5条 市長は、個人情報の安全管理を総括させるため、総括個人情報保護管理者を置く。

2 総括個人情報保護管理者は、総務部に属する事務を担当する副市長の職にある者をもって充てる。

3 市の機関は、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせるため、個人情報保護管理者を置く。

4 個人情報保護管理者は、各課等の長の職にある者をもって充てる。

5 市長は、保有個人情報の安全管理の状況を監査させるため、個人情報監査責任者を置く。

6 個人情報監査責任者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

（運用状況の公表）

第6条 市長は、毎年1回、市の機関による法の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（いわき市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 いわき市個人情報保護条例施行規則（平成16年いわき市規則第36号）は、廃止する。